

## 犬山市民俗文化財保存伝承事業補助金交付要綱

民俗文化財保存伝承事業補助金交付要綱(平成22年要綱第26号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が地域風土に根差した暮らしを維持し、伝統行事等を地域資源として保護活用するための礎を築くため、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第182条の規定に基づき、伝統行事等を継続的に実施し、その保存伝承を図る団体(以下「保存伝承団体」という。)に対して交付する犬山市民俗文化財保存伝承事業補助金(以下「補助金」という。)について、犬山市補助金等交付規則(昭和56年規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「伝統行事等」とは、市内で継続的に行われる伝統性が濃厚な行事のうち、法令に基づく指定を受けていないもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 民俗文化財(文化財保護法第2条第1項第3号に規定する民俗文化財をいう。次項において同じ。)のうち、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及び民俗技術
- (2) 前号に準ずるものとして市長が定めるもの

2 この要綱において「神楽屋形等」とは、伝統行事等に用いられる有形の民俗文化財のうち、法令に基づく指定を受けていないもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 神楽屋形、獅子館その他これらに類するもの
- (2) 車楽
- (3) 前2号に準ずるものとして市長が定めるもの

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 伝統行事等に使用される用具等の保存修理事業又は復元新調事業
- (2) 神楽屋形等の保存修理事業又は復元新調事業
- (3) 伝統行事等の後継者育成事業

2 補助事業は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 緊急性及び必要性が認められる事業であること。
- (2) 補助金の交付申請時において、保存伝承団体における事業に必要な財源が確保されていること。
- (3) 補助金の交付申請の日の属する年度の末日までに完了することが確実であること。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度において、他の制度等に基づく補助金等の交付対象となる事業
- (2) その他市長が適当でないと認める事業  
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

| 補助事業の種類                       | 補助金の額                                |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 伝統行事等に使用される用具等の保存修理事業又は復元新調事業 | 補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額。ただし、50万円を限度とする。 |
| 神楽屋形等の保存修理事業又は復元新調事業          | 補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額。ただし、50万円を限度とする。 |

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 伝統行事等の後継者育成事業 | 補助対象経費の額。ただし、3万円を限度とする。 |
|---------------|-------------------------|

(財産の処分の制限)

第6条 保存伝承団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。